

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

職員の旅費に関する条例（昭和32年大阪市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号中「第4条第1項第6号」を「第4条第1項第7号」に改める。

附則第4項中「及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表」に改める。

別表第2中「及び5級以上の職務にある者」を「、6級以上の職務にある者及び職員の給与に関する条例第4条第1項第5号に規定する消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「5級消防職員」という。）」に、「4級の職務にある者」を「5級又は4級の職務にある者（5級消防職員を除く。）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

行政職給料表による5級の職務に相当する職務の級にある者の移転料の額を改定するとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の旅費に関する条例 (抄)

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1)-(2) 省 略

(3) 市長等及び職員の給与に関する条例第4条第1項第6号に規定する指定職給料表（以下第7号

「指定職給料表」という。）の適用を受ける者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 省 略

2 - 3 省 略

附 則

1 - 3 省 略

4 職員の給与に関する条例第4条第1項第2号に掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員の旅費について、**小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表**

は、この条例の規定にかかわらず、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例による。

5 - 8 省 略

別表第2（第15条関係）

区 分	鉄道50 キロメ ートル 未満	鉄 道 50 キ ロ メ ー ト ル 以上100 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄道100 キロメ ートル 以上300 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄道300 キロメ ートル 以上500 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道 500 キ ロ メ ー ト ル 以 上 1,000キロ メ ー ト ル 未 満	鉄道1,000 キロメ ートル以上 1,500キロ メ ー ト ル 未 満	鉄道1,500 キロメ ートル以上 2,000キロ メ ー ト ル 未 満	鉄道2,000 キロメ ートル以上
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
指定職給料表の 適用を受ける者 及び5級以上の 、6級 職務にある者及 び職員の給与に 関する条例第4 条第1項第5号 に規定する消防 職給料表の適用 を受ける職員で その職務の級が 5級であるもの （以下「5級消 防職員」とい う。）	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
5級又は4級の 職務にある者 （5級消防職員 を除く。）	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

備考 省 略